アルバイトについて

アルバイトを希望する生徒は、高校生としての自覚のもとに、下記の本校規則を理解・遵守するとともに所定の手続きを必ず取らなければならない。

① アルバイト規定・禁止事項

（1）アルバイト許可書を持参していること。
（2）校則で定める立ち入り立入禁止場所でのアルバイトは禁止する。
（3）夜間９時以降のアルバイト、宿泊を伴うアルバイトは禁止する。
（4）教育的に好ましくないと考えられる内容や場所のアルバイトは禁止する。
（5）１年生は夏季休業が始まるまでアルバイトを禁止する。
（6）定期試験発表から定期試験終了までのアルバイトは禁止する。
（7）直近の学期において学習成績が不振の者または、欠席・遅刻等の出席が不良の者はその改善がみられるまでアルバイトを禁止する。

② アルバイトを行う際の注意事項

（1）何のためのアルバイトなのか。アルバイトの目的をはっきりとさせること。
（2）仕事の内容は高校生として適正か判断すること。
（3）雇用主と保護者との連携は十分とれるか確認すること。
（4）学校行事・学業成績や学習計画に影響がないか確認すること。

アルバイト手続きの流れ

≪通常のアルバイト≫

①ホーム主任に申し出（相談）、保護者に確認
↓
②保護者の同意が得られたら生徒サポート部へ
A「アルバイト許可申請書」の受け取り
↓
③ホーム主任に提出（印）
↓
④生徒サポート部で面談後、B「アルバイト申請書」を受け取る
↓
⑤ホーム主任に提出（印）
↓
⑥B「アルバイト申請書」を生徒サポート部に提出
↓
⑦アルバイト許可証を発行（生徒サポート部）後、アルバイト開始

≪夏休み限定（長期休業中）≫

①ホーム主任に申し出（相談）
↓
②生徒サポート部へ
B「アルバイト申請書」の受け取り
↓
③ホーム主任に提出（印）
↓
④B「アルバイト申請書」を生徒サポート部に提出
↓
⑤アルバイト許可証を発行（生徒サポート部）後、アルバイト開始

A：アルバイト許可申請書：保護者記入
B：アルバイト申請書：アルバイト先記入

※バイト許可証は終了次第、生徒サポート部に返却